

認定検討会私案

以下のように基本を組み立てました。

1. 「疾病重篤度」「被曝線量」「これまでの身体的・精神的・社会的障害度」の3つの面から障害度を判断する。
2. それぞれに2:2:1の比で重みをもたせる。
3. 「疾病重篤度」は疫学的有意性を尊重し、障害の程度別にグループ化する。
4. 「被曝線量」は初期放射線と入市時被曝の線量を加味したものとする。
5. 「これまでの身体的・精神的・社会的障害度」を算定する。(PTSD,これまでの病気の数と質、社会的障害度に別けてそれぞれ算定する)
6. これらの要素から得られる障害度を幾つかのグループにランク付けする。
7. 障害度に基づくランクに対応した給付を行う。

疾病重篤度

5

15

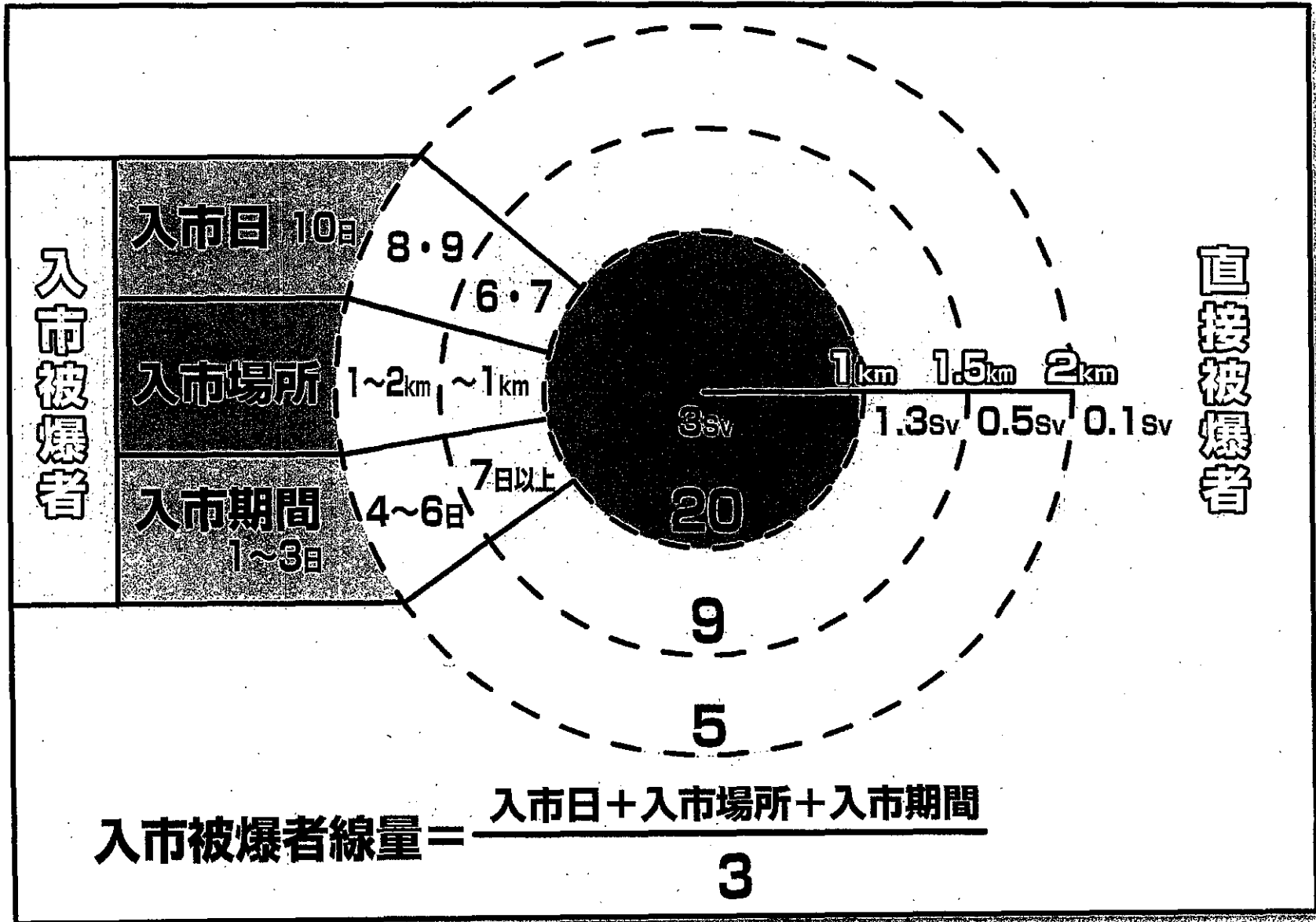
20

- 白血病及び類縁疾患
- がん（疫学的確定）
- 重複がん
- 心筋梗塞、脳血管障害
- 白内障
- 副甲状腺機能亢進症

- 肝機能障害
- 循環器障害
- 運動機能障害
- その他
（健康管理手当該当疾患）

- がん（疫学的未確定）
- 甲状腺機能低下症
- M蛋白血症
- 肺線維症
- 慢性疾患（疫学的確定）

被爆線量



これまでの身体的・精神的・社会的障害度

